

マイナンバーカードを医療機関や薬局等で健康保険証として利用することができます。利用するときは、顔認証付きカードリーダーで受付をおこない、従来よりも正確な本人確認が可能となっています。  
(顔認証付きカードリーダーの操作方法是この文書の最後に記載しています。)

また、自身の過去の医療情報等を医療機関等に提供することに同意することで、より良い医療を受けることができます。  
詳しくは次のテキストファイル「どんないいことがあるの」をご確認ください。

基本的に、マイナ保険証だけで医療を受けられますが、何らかの不具合があった場合やカードリーダーがない医療機関では、「資格情報のお知らせ」を提示する必要があります。この「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療は受けられません。  
また、マイナンバーカードを持っていない人には資格確認書が交付されます。マイナンバーカードを紛失したり更新中のかたや、マイナ保険証での受診が難しいかたは、申請することで資格確認書を取得することができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、アイシーチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(じゅうに桁の数字)は使われません。  
医療機関や薬局の受付窓口で、マイナンバーを取り扱う事はありませんし、ご自身の医療情報がマイナンバーと紐付けられることもありません。

顔認証付きカードリーダーの使い方について  
まず、マイナンバーカードをカードリーダーに置きます。カードの顔写真をカードリーダーで確認します。なお、顔写真はカードリーダーに保存されません。  
次に、オンラインであなたの医療保険資格を確認します。マイナンバーカードのアイシーチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

問い合わせ先  
高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359